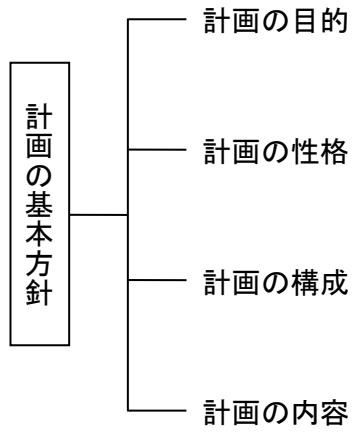


第 1 部

総 則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の基本方針



第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、宇部市防災会議が作成する計画であり、市の地域における火災・事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して宇部市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、宇部市の地域に係る火災・事故災害対策に関する基本計画であり、各種の防災に関する計画はこの計画の一環として体系化されたものである。
- 2 この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであり、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び山口県地域防災計画及び山口県石油コンビナート等防災計画に抵触するものではない。
- 3 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年宇部市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 4 この計画は、市が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱をも掲げて、これを総合化したものである。
- 5 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。
- 6 計画の具体的実施にあっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 7 宇部市防災基本条例（平成24年4月1日宇部市条例第7号）第4条の規定に基づき、同条例第3条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。
- 8 計画の用語
この計画における用語の意義は、次のとおりとする
 - (1) 災対法
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
 - (2) 救助法
災害救助法（昭和22年法律第118号）

- (3) 激甚法
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 石災法
石油コンビナート等災害防止法（昭和51年法律第84号）
- (5) 県
山口県
- (6) 市
宇部市
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 県防災計画
山口県地域防災計画
- (9) 市防災計画
宇部市地域防災計画
- (10) 防災業務計画
指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- (11) 県石災計画
山口県石油コンビナート等防災計画
- (12) 特別防災区域
石油コンビナート等特別防災区域

[資料] 1-1-1 防災基本条例

第3節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

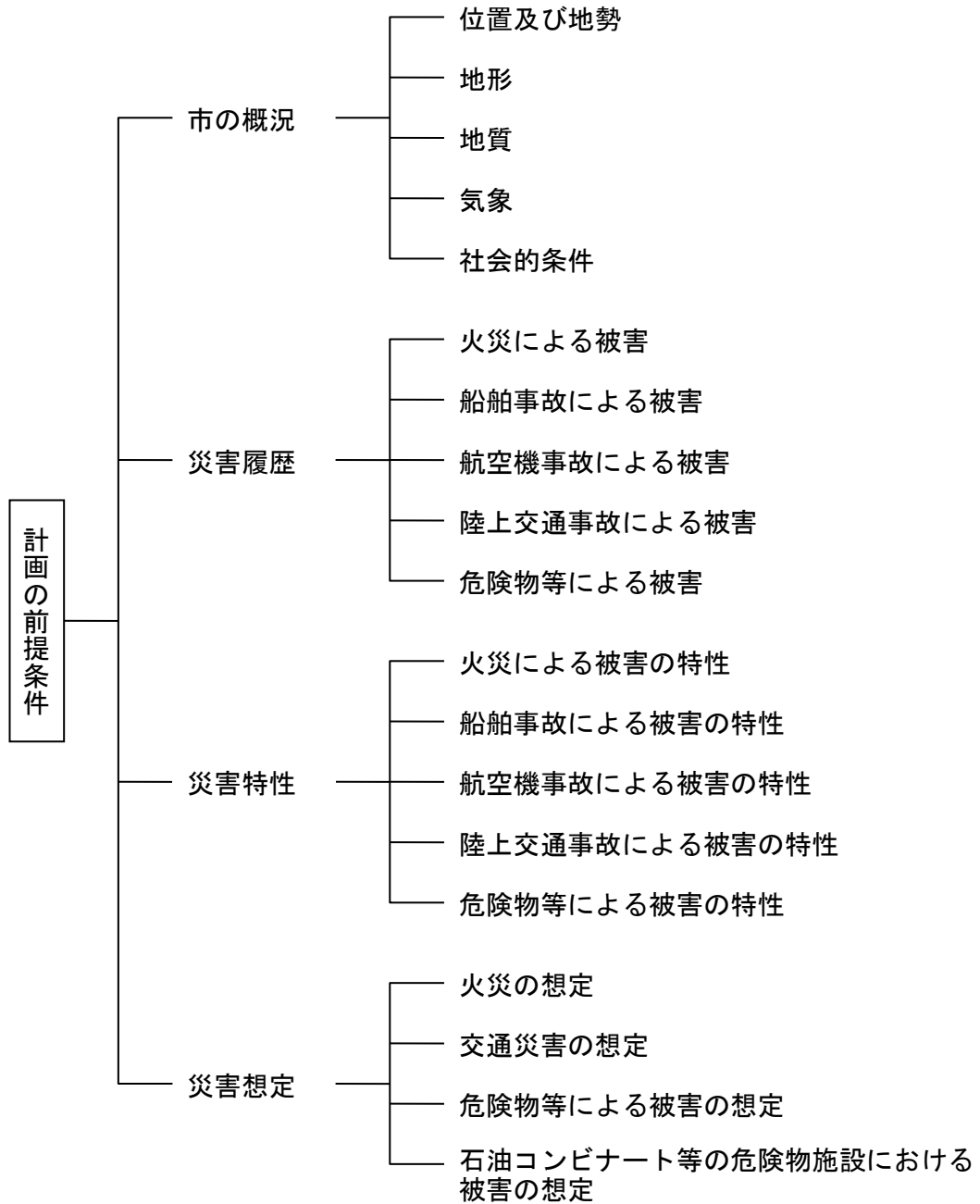
- 第1部 総則
- 第2部 災害予防計画
- 第3部 災害応急対策計画
- 第4部 復旧・復興計画
- 第5部 資料

第4節 計画の内容

- 1 第1部総則は、計画の基本方針、前提条件、及び防災組織の責務を定める。
- 2 第2部災害予防計画は、平常時における災害の発生を未然に防止するため、または被害を最小限にするための計画を定める。

- 3 第3部災害応急対策計画は、災害が発生する恐れのある場合に、災害の発生を未然に防御するための計画または、災害が発生した場合に、災害の拡大を防止するためのまたは応急的に救助するための計画を定める。
- 4 第4部復旧・復興計画は、災害が発生したあとの災害復旧、復興計画の実施にあたっての基本的な方針を定める。

第2章 計画の前提条件



第1節 市の概況

第1項 位置及び地勢

本市は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

本市の位置は、次のとおりである。

方位	極限経緯度
東端	東経 131° 22' 45"
西端	東経 131° 11' 00"
南端	北緯 33° 55' 23"
北端	北緯 34° 10' 02"

市役所の位置は、北緯33° 56' 54" 東経131° 14' 56" である。

面積は、286.65 km²である。(東西16.5 km、南北27.4 km)

また、標高は4.564 mである。

第2項 地形

北部は、中国山脈の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっており、河川は厚東川及び有帆川水系が南流し、周防灘に及んでいる。海岸は、主に人工海岸が広がっている。

東部は、隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている。

一方西部は、厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、天井川の感がある。

海は遠浅で最大水深約10 m、宇部港は周防灘に続いている。

宇部港は関門港より25 km隔てた山口県西南部に位置している。航行水路約11 mで大型船舶の入港が可能である。島嶼(とうしょ)、航路等は宇部岬から南東2 kmに亀ヶ瀬と称する瀬があり、本港正面6 kmに本山の州があり、航路は南々東9 kmにて本航路に入る。

干満の差は大きく、既往最高位(S17.8.27)5.78 m、大潮平均高潮面3.68 m、平均水面2.12 m、大潮平均低潮面0.56 mである。

第3項 地質

北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑な分布をし、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布している。

また、楠地域には、市の最高峰である標高459 mの荒滝山をはじめ、標高458.6 mの日ノ岳等比較的高い山が集中している。

東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布している。

また、厚東川を中心に南部一帯は粘土、砂礫よりなる新生代沖積層より成っている。

第4項 気象

瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。

年平均気温は16.6度(2022年)で、降水量は平年値1,527.2mmで県内では少雨地域である。

(平均値は、1991～2020年の観測値である。)

第5項 社会的条件

本市は、海底炭田の開発により、鉱工業を発達させ、石炭関連産業を育てながら、急速な発展を遂げた。

南部の海岸線一帯は、次第に炭鉱の廃土で埋め立てられ、現在では、昭和26年に重要港湾に指定されている宇部港を中心に、石油産業、鉄鋼、セメント等の化学工場が密集し、市街地と臨海工業地帯を形成しており、昭和51年6月石油コンビナート等災害防止法施行令に伴い、特別防災区域として見直し、指定されており、宇部港においては、大型船舶の出入りも盛んである。

また、昭和41年には山口宇部空港が開港し、山口県の空の玄関となっている。

一方、本市の鉄道、道路の陸上交通は輻輳し、市街地区はもとより、住宅地のスプロール化や大型商業施設の郊外への進出により、東岐波地区及び厚南地区において交通混雑が著しい状況である。現在、宇部湾岸道路の建設促進を図っているが、その早期完成が望まれている。

第2節 災害履歴

第1項 火災による被害

1951(昭和26)年、宇部市厚南区上中野で、上空を旋回中の飛行機の補助タンク落下により、2人が即死し、落下したタンクの爆発のため、付近の住宅に類焼し、重軽傷者37人を出した。

1961(昭和36)年、男山の山林内から山火が発生し、3日間燃焼を続け県・市・私有林462ヘクタールを焼失、損害約3,700万円の被害を出した。

1965(昭和40)年、宇部市東海岸通り二丁目の木工所で、ストーブの火種が、可燃物に落下し出火、木造家屋12棟1,788㎡を焼き、軽傷者2人、罹災世帯19世帯、罹災人数90人、損害約3,000万円の被害を出した。

1968(昭和43)年、宇部市中央町三丁目の大型店舗で建物火災が発生し、中等症1人、軽傷1人、損害約9,300万円の被害となった。

1989(平成元)年、宇部市新天町二丁目のスーパーマーケットで建物火災が発生し、軽傷3人、損害約5億1,000万円の被害となった。

[資料] 1-2-1 過去の主な火災災害

第2項 船舶事故による被害

1972（昭和47）年、宇部市本山洲灯台沖約5.8kmの海上で、濃霧のため、停泊中のプロパンタンカーに貨物船が衝突した。この事故により機関員1人が負傷した。

1980（昭和55）年、宇部港沖2.7kmの海上で、油タンカー（1,250トン）と硫酸タンカー（699トン）が衝突した。油タンカーの船首が破損し、積荷の重油3,510キロリットルの一部が海上に流出した。事故当時、海上は視界が悪く波浪注意報が発令されていた。この事故では、「海洋汚染防止法」に基づき、海上保安庁長官から指示を受けた海上災害防止センターが、専門業者（サルベージ）を使って強制的に処理を行った。

1981（昭和56）年、宇部市の南東1.2kmの周防灘で、濃霧のため、貨物船（497トン）と貨物船（499トン）が衝突し、貨物船（497トン）が沈没したが、乗組員全員は、救助された。

1983（昭和58）年、宇部岬沖で、貨物船が横波をうけて転覆沈没した。乗組員2人は、付近の船に救助された。

[資料] 1-2-2 過去の主な海上災害

第3項 航空機事故による被害

1951（昭和26）年、宇部市厚南区上中野で、上空を旋回中の飛行機の補助タンク落下により、2人が即死し、落下したタンクの爆発のため、付近の住宅に類焼し、重軽傷者37人を出した。

[資料] 1-2-3 過去の主な航空災害

第4項 陸上交通事故による被害

1931（昭和6）年、市内回りバスが、琴川橋（厚東川旧橋）から厚東川に転落し、乗客5名中1名即死し、全員が重軽傷を負った。

1939（昭和14）年、東岐波門前の宇部線で、電車と自動車とが衝突し、重軽傷者35人を出した。

1951（昭和26）年、市営バスが、小野臼木バス停を発車して間もなく、ハンドルに故障をおこし、15メートルの崖下に転落し、重軽傷者20人を出した。

1952（昭和27）年、琴芝-宇部間の真締川東側踏切で、電車とトラックが衝突し、死者3名、重軽傷者23人を出した。なお、鉄橋も大破した。

1953（昭和28）年、小野宮ヶ峠で、市営バスが崖崩れを避けたところ、10メートル下の田んぼに転落し、18人の重軽傷者を出した。

1996（平成8）年、宇部市西岐波区東吉沢の山口宇部有料道路で、山口宇部空港行き市営バスが、道路脇のため池に転落し、7人が軽いケガを負った。

[資料] 1-2-4 過去の主な陸上交通災害

第5項 危険物等による被害

1959（昭和34）年、協和発酵工業(株)宇部工場内の合成工場で、ガス分離器から出火し、鉄筋コンクリート造2階建、延べ9,636㎡のうち525㎡を爆破し、死者11人、重軽傷者38人の被害を出した。

1984（昭和59）年、協和発酵工業(株)宇部工場で、炭酸ガスホルダーの水槽から水漏れが生じ、内部の水が突出して、付近の事業所内に流入しこれを破損した。この事故により、死者1人、負傷者9人を出した。

1984（昭和59）年、宇部興産岸壁に停泊中の木造硫酸タンカーの船員室付近より出火し、同船を全焼して、付近に接岸中の船舶の一部を焼損した。

[資料] 1-2-5 過去の主な危険物等災害

[資料] 1-2-6 過去の主な特別防災区域における事故災害

第3節 災害特性

第1項 火災による被害の特性

住宅密集地域で火災が発生した場合、延焼速度が速ければ大火になる可能性があり、多くの人命に影響をもたらす。

また、不特定多数の者が出入りする建物では、入場者の大半が内部の事情に不案内であるため、火災が発生した場合、群衆心理の動揺から大規模な人身事故等を生ずる危険性がある。

林野火災は、発生頻度は住宅火災より小さいものの、一度発生し、対応が遅れれば、貴重な森林資源を大量に燃焼することとなる。また時には、住宅地におよぶ場合もある。

船舶や航空機で火災が発生し、対応が遅れた場合は、避難の困難さから大規模な人身事故を生ずる危険性がある。

また、ほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており、一度火災が発生すると爆発する危険性がある。また、車両は、バス等のように多くの人を乗せている場合があり、火災が発生し、対応が遅れた場合は、避難の困難さから大規模な人身事故を生ずる危険性がある。

第2項 船舶事故による被害の特性

船舶の事故は、船舶の衝突、底触、座礁、及び転覆等が挙げられるが、タンカー等危険物積載船舶による事故が発生し、油、危険物等が流出した場合は、周辺海域、周辺住民に重大な影響を及ぼすこととなる。

第3項 航空機事故による被害の特性

航空機事故は、飛行中のエンジントラブルによる墜落や離着陸の機体等のトラブルによる墜落等が挙げられるが、これらの事故が発生した場合、人命にかなりの危険を及ぼすこととなる。また、大型旅客機による事故であれば大惨事となる恐れがある。

第4項 陸上交通事故による被害の特性

陸上交通事故は、自動車同士の接触や衝突事故、転覆事故等があるが、特にバス等多くの者が利用する自動車による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。また、列車の転覆や列車と自動車による衝突事故が発生した場合も、大規模な人身事故となる可能性がある。

第5項 危険物等による被害の特性

危険物施設やガス施設において、爆発等の危険物による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合がある。また危険物は、いったん火災となると、延焼速度が速いため、大規模な火災や船舶火災となる危険性がある。

また、平成7年の地下鉄サリン事件のように不特定多数の者が利用する施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

第4節 災害想定

災害想定は、同時多発はないことを前提とし、個々の災害で起こりうる最大規模の災害を想定する。

第1項 火災の想定

1 住宅火災の想定

住宅火災の原因は、放火、たばこ、こんろ、電気・石油ストーブ、天ぷらの加熱等があり、日常生活での火の使用が原因で発生するものである。このため、住宅火災は、市内各所で発生するものとし、特に木造住宅密集地帯やデパート等多くの者が利用する施設で火災となれば、多数の死傷者が発生すると考えられる。

2 林野火災の想定

林野火災は、放火、たばこ、火遊び、たき火等の原因によることが多く、入山者の火の取扱不注意等により発生すると考えられる。このため、林野火災は不特定箇所で発生するものとし、特に消火活動の困難な場所で発生すれば、対応が遅れ、2～3日程度燃焼し続けることが想定される。

3 車両火災の想定

タンクローリー等の交通事故でのタンク破損等による火災や爆発が想定される。

4 船舶火災の想定

タンカー等の船舶事故による石油の漏洩等により火災が想定される。

5 航空機火災の想定

離着陸時の機体の爆発等による空港施設等の火災が想定される。

第2項 交通災害の想定

1 船舶による災害の想定

航行中の船舶の座礁、衝突及び横波による転覆等により油の流出が想定される。
また、荷降し中又は荷積み中における油の漏洩、さらに火災が想定される。

2 航空機による災害の想定

航空機の墜落事故、航空機からの落下物による災害、及び住宅密集地や化学工場地帯への墜落により大規模な火災、爆発が想定される。

また、離着陸時の機体の爆発等による空港施設の火災が想定される。

航空機の墜落事故が発生した場合、約280人程度の死傷者が発生することが想定される。

3 道路及び鉄道における災害の想定

(1) 道路における災害の想定

高速道路等における玉突き事故、バス等の乗合自動車の転落事故等により、多数の死傷者の発生が想定される。

(2) 鉄道における災害の想定

列車の脱線や踏切内での車との衝突等による列車の転覆事故により、多数の死傷者の発生が想定される。

第3項 危険物等による被害の想定

ガソリンスタンド等の危険物施設におけるタンクの火災、爆発による人身事故が想定される。

また、火薬類による爆発火災事故、高圧ガス及び液化石油ガスの漏えいや爆発火災事故が想定される。

毒物劇物等は、車両等による輸送が頻繁に行われており、漏洩等が想定される。また、平成7年の地下鉄サリン事件のような毒性ガスの発生も考慮する必要がある。

第4項 石油コンビナート等の危険物施設における被害の想定

1 石油精製プラント

プラントは、十分な強度設計がなされ、かつ、緊急遮断装置、インターロック装置等種々の安全対策が施されていることにより、プラント本体が損傷する可能性はほとんどないため、一般には、石油等及び可燃性ガスの少量漏洩による火災又は爆発が想定される。プラントによっては、毒性ガスの漏洩や爆風圧の影響が問題となるような爆発やファイヤーボールが発生する可能性も考慮する必要がある。

2 石油化学プラント

石油精製プラントと同様な安全対策が施されているため、一般には、可燃性ガスの少量漏洩（拡散）による火災または爆発が想定される。しかし、プラントで処理する危険物の種類、量、処理状況によっては、爆風圧の影響が問題となるような爆発やファイヤーボール

ルの可能性も考慮する必要がある。また、プラントの種類によっては石油等の漏洩火災や毒性ガスの漏洩も考えられるので、個々のプラントの特性を考慮する必要がある。

3 石油タンク

フローティングルーフタンクでは、浮屋根シール部で漏洩が発生し、何らかの点火源によりタンク火災となる場合や、底板、配管等の損傷により漏洩が発生し防油堤内で火災となる場合が想定される。

コーンルーフタンク（含：ドームルーフタンク）では、底板や配管等の損傷による漏洩火災の他に、内部圧力の増加により屋根が破壊されてタンク火災になることも予想される。

また、石油タンクやその付属施設から石油等が漏洩した場合、外部への流出は極力阻止できる対策が講じられているが、流出の形態によっては、海域等への流出・拡散も予想される。

なお、火災にいたる可能性については、タンク内容物（危険物）の性状等により異なり、引火点の高い物質は漏洩しても火災となる危険性は少ないことが予想される。

4 可燃性ガスタンク

タンク本体の強度はもとより、各種の安全対策が講じられているため、想定される災害としては、可燃性ガスの少量漏洩（拡散）による火災又は爆発となる。

低温で貯蔵しているタンクの場合は、タンク火災や流出火災のような液面火災も想定される。

5 毒性ガスタンク

タンク本体の強度はもとより、各種の安全対策が講じられているため、一般的には、配管の損傷や弁の誤操作等による少量の漏洩、拡散が予想される。

6 移送、輸送施設

石油類、可燃性ガス等の移送、輸送施設（パイプライン、タンク車積場、タンクローリー積場等）では、取扱物質によって、可燃性液体又は可燃性ガスの漏洩（拡散）による火災が想定される。また、地下埋設パイプラインでは、接続部への損傷等により地中への漏洩、拡散が予想される。

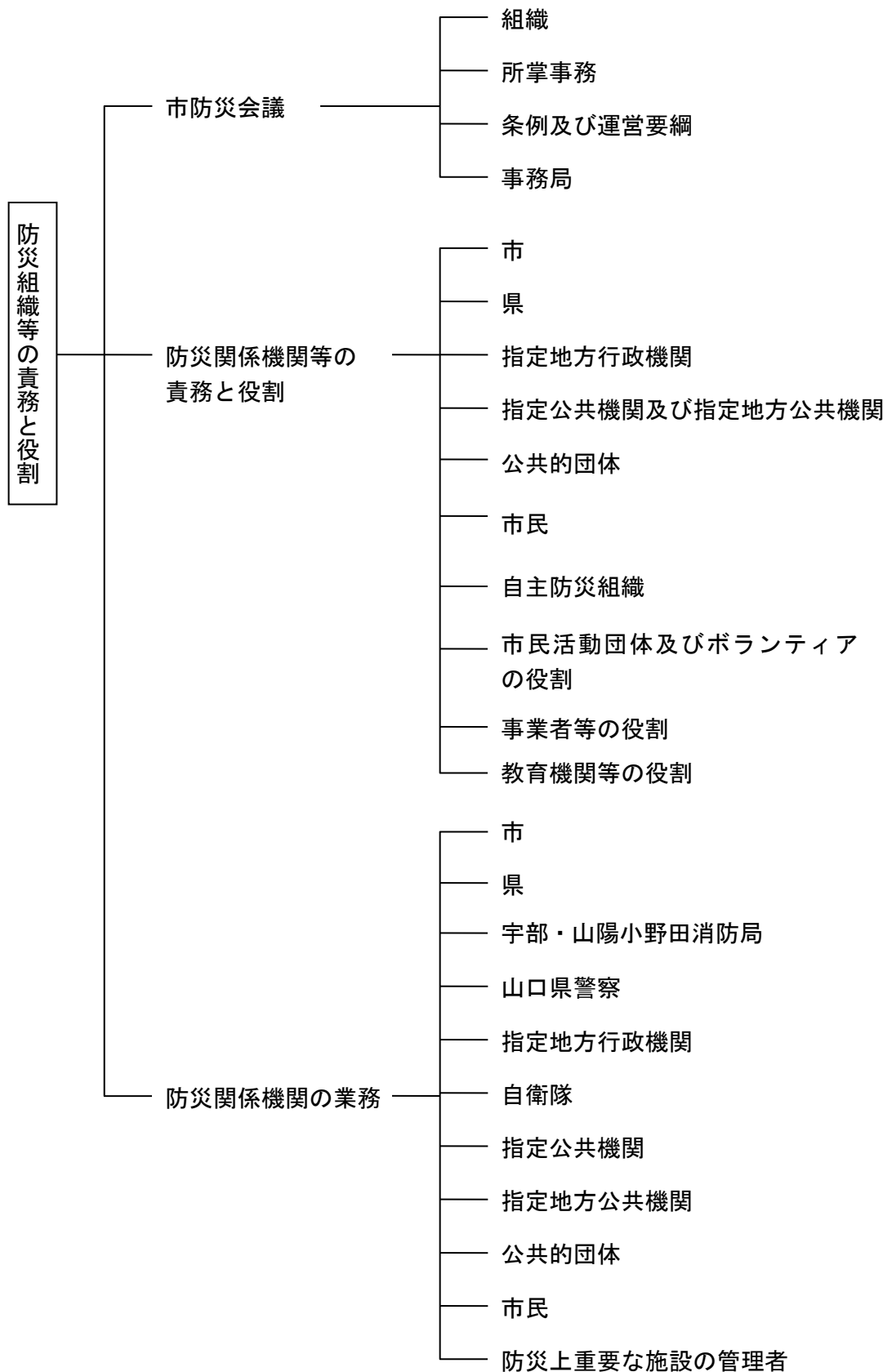
7 タンクローリー、タンク車

交通事故等によるタンク破損等による漏洩、火災又は爆発が想定される。

8 タンカー等の船舶

主として栈橋へ着栈し、荷降ろし中又は荷積み中における石油の漏洩、さらに火災が想定される。

第3章 防災組織等の責務と役割



第1節 市防災会議

第1項 組織

災対法第16条及び宇部市防災会議条例（昭和38年条例第27号）に基づき設置された市の附属機関であって、組織の概略は次のとおりである。

1 会長

宇部市長

2 委員

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 宇部・山陽小野田消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (11) その他市長が特に必要があると認めて任命する者

3 専門委員

防災に関する専門事項を調査するために臨時的に置くことができる。

4 幹事

委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

[資料] 1-3-1 防災会議委員名簿

[資料] 1-3-2 防災会議幹事名簿

第2項 所掌事務

- 1 宇部市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 市の地域に関わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限の属する事務。
具体的には、次のとおりである。
 - (1) 地域防災計画の作成
 - (2) 毎年地域防災計画を検討し、必要があると認めるときは修正する
 - (3) 地域防災計画を作成又は修正したときは、速やかに山口県知事（防災危機管理課）に

報告するとともに、その要旨を公表する

第3項 条例及び運営要綱

[資料] 1-3-3 防災会議条例

[資料] 1-3-4 防災会議運営要綱

第4項 事務局

宇部市総務部防災危機管理課

電話

0836-34-8139

携帯

090-8999-4900

090-8999-4901

090-8999-4902

090-8999-4905

090-3177-4904

080-8247-9066

080-8247-9067

080-8247-9068

090-7130-3772

FAX

0836-29-4266

第2節 防災関係機関等の責務と役割

第1項 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

第4項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

第5項 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

第6項 市民

市民は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、自ら及び家族が被災しないよう平常時から備えるものとする。

また、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は災害が発生したときは、市又は防災関係機関に通報するものとする。

市民は、地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災及び減災活動に積極的に参加するとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に参加するよう努めるものとする。

第7項 自主防災組織

自主防災組織は、組織力及び地域内のネットワークを活用し、地域における防災及び減災活動に取り組むものとする。

自主防災組織は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第8項 市民活動団体及びボランティアの役割

市民活動団体及びボランティアは、組織力及びネットワークを活用し、自らの活動の中で防災及び減災活動に取り組むよう努めるとともに、行政の活動を補完する活動に努めるものとする。

市民活動団体及びボランティアは、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第9項 事業者等の役割

事業者等は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、従業員及び事業所に来所する者並びに事業所の周辺地域に居住する市民の安全の確保に努めるものとする。

事業者等は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

第10項 教育機関の役割

教育機関は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）が災害時において自らの安全を確保するために適切に対応できるよう、それぞれの発達段階に応じた防災及び減災に関する教育の実施に努めるものとする。

教育機関は、その所属する教職員及び児童等に対し、地域における防災及び減災活動への積極的な参加を促すとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

大学、大学院、短期大学、高等専門学校その他の高等教育機関は、その教育的立場及び専門的見地から災害に強い安心で安全なまちづくりに向けての調査、研究及びこれらの成果を地域における防災及び減災活動に活用し、普及することができるよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関の業務

第1項 市

- 1 宇部市防災会議に関すること
- 2 住民に対する防災思想の普及啓蒙及び訓練の実施に関すること
- 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること
- 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること
- 5 宇部市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること
- 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること
- 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること
- 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること
- 9 消防その他の応急措置に関すること

- 10 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
- 11 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 12 保健衛生、文教、治安対策に関する事
- 13 施設設備の応急復旧に関する事
- 14 緊急輸送の確保に関する事
- 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事
- 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する事
- 17 その他災害発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事
- 18 災害広報に関する事
- 19 ボランティアの活動支援に関する事
- 20 義援金品の受入れ・配分に関する事

第2項 宇部・山陽小野田消防局

- 1 防災に関する訓練の計画、立案の指導・助言に関する事
- 2 防災に関する施設設備の調査に関する事
- 3 災害に関する情報等の収集、伝達計画に関する事
- 4 被災者の救難・救助計画に関する事
- 5 避難・誘導活動に関する事

第3項 県

- 1 防災に関する組織の整備に関する事
- 2 防災に関する訓練の実施に関する事
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄に関する事
- 4 防災に関する施設及び設備の整備に関する事

- 5 防災行政無線（地上系・衛星系）の管理運営に関する事
- 6 災害情報等の収集・伝達及び被害調査報告に関する事
- 7 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 8 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関する事
- 9 清掃・防疫その他の保健衛生に関する事
- 10 施設及び設備の応急復旧に関する事
- 11 緊急輸送の確保に関する事
- 12 災害復旧の実施に関する事
- 13 災害広報に関する事
- 14 ボランティアの活動支援に関する事
- 15 市町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整に関する事
- 16 防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての総合調整に関する事

第4項 山口県警察（宇部警察署）

- 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事
- 2 被災者の救出・救護に関する事
- 3 避難の指示及び誘導に関する事
- 4 緊急交通路の確保に関する事
- 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事
- 6 遺体の検視に関する事
- 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防、その他の社会秩序等に関する事
- 8 緊急車両通行証明書の発行に関する事

第5項 指定地方行政機関

1 中国四国農政局

- (1) 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること

2 中国経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 災害時の物価安定対策に関すること
- (3) 被災中小企業の支援に関すること

3 中国四国産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保に関すること

4 九州運輸局（下関海事事務所）、中国運輸局（山口運輸支局）

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
- (3) 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること
- (4) 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること
- (5) 鉄道及び軌道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること

5 中国地方整備局（宇部港湾・空港整備事務所、山口河川国道事務所宇部国道維持出張所）

- (1) 港湾施設、海岸保全施設の整備に関すること
- (2) 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること
- (3) 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関すること
- (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること

6 大阪航空局（山口宇部空港出張所）

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること
- (2) 航空機事故の応急対策に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること

7 第七管区海上保安本部（宇部海上保安署）

- (1) 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること
- (2) 航路標識の施設の保全に関すること
- (3) 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること
- (4) 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること
- (5) 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること
- (6) 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること
- (7) 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること

8 福岡管区気象台（下関地方気象台）

- (1) 気象、地象（地震を除く）及び水象の予報及び特別警報、警報、注意報の発表及び通報に関すること
- (2) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること
- (4) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

9 中国総合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保に関すること
- (3) 災害時における非常通信の運用監督に関すること
- (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること

10 山口労働局（宇部労働基準監督署）

- (1) 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること
- (2) 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること
- (3) 労働者災害補償保険の業務に関すること

11 中国四国地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

12 中国四国防衛局

- (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。
- (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。

13 中国地方測量部

- (1) 地理空間情報の活用に関すること
- (2) 防災関連情報の活用に関すること
- (3) 地理情報システムの活用に関すること
- (4) 復旧測量等の実施に関すること

第6項 自衛隊（陸上・海上・航空）

1 災害派遣の準備に関すること

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 防災に関する教育訓練の実施

2 災害派遣の実施

- (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第7項 指定公共機関

1 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部、宇部新川駅）

- (1) 旅客の避難、救護に関する事
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事
- (3) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事

2 西日本高速道路株式会社

- (1) 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関する事
- (2) 緊急輸送道路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関する事

3 西日本電信電話株式会社（山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

4 株式会社NTTドコモ（中国支社山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

5 KDDI株式会社（中国総支社）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

6 ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

7 日本銀行（下関支店）

災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。

8 日本赤十字社山口県支部

- (1) 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関する事
- (2) 輸血用血液の確保、供給に関する事

- (3) 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること
- (4) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う援助に関する自発的協力の連絡調整に関する
こと
- (5) 義援金品の受入れ・配分に関すること

9 日本放送協会（山口放送局）

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること
- (2) 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること
- (3) 放送施設、設備の整備保守管理に関すること

10 日本通運株式会社（宇部支店）

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること

11 中国電力ネットワーク株式会社（宇部ネットワークセンター・山口ネットワークセンター）

- (1) 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する
こと
- (2) 被災施設、設備の応急復旧に関すること

12 日本郵便株式会社（宇部郵便局）

- (1) 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災
地あての救助用郵便物の料金免除に関すること
- (3) かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること
- (4) 利用者の誘導避難に関すること

第8項 指定地方公共機関

1 一般社団法人 山口県バス協会、サンデン交通株式会社、防長交通株式会社

- (1) 旅客の安全確保に関すること
- (2) 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること
- (3) 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること

2 山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会
社

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること
- (2) 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること
- (3) 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること
- (4) 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること

3 一般社団法人 山口県医師会（一般社団法人 宇部市医師会）

- (1) 救急医療及び助産活動に関すること
- (2) 負傷者の収容並びに看護に関すること

4 公益社団法人 山口県看護協会

(1) 救急救護活動

ア 救急医療及び助産活動に関すること。

イ 負傷者の収容及び看護に関すること。

(2) 健康管理活動

避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務

5 一般社団法人 山口県トラック協会

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。

6 公益社団法人山口県歯科医師会（一般社団法人宇部歯科医師会）

(1) 災害時における救急歯科医療に関すること

(2) 災害時における歯科保健活動に関すること

(3) 身元確認活動に関すること

7 一般社団法人山口県薬剤師会（一般社団法人宇部薬剤師会）

(1) 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること

(2) 防疫・その他保健衛生活動に関すること

8 一般社団法人山口県建設業協会

(1) 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること

(2) 災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関すること

9 山口合同ガス株式会社

(1) ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。

(2) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。

(3) 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。

第9項 公共的団体

宇部市社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動に関すること

第10項 市民

(1) 火災・事故災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること

(2) 市及び県が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること

第 1 1 項 防災上重要な施設の管理者

- 1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
 - (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策の実施に関すること

- 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
 - (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること

- 3 社会福祉施設、学校等の管理者
 - (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること
 - (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること

- 4 その他の企業
 - (1) 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施
 - (2) 従業員に対する防災教育訓練の実施
 - (3) 防災組織体制の整備
 - (4) 施設の防災対策及び応急対策の実施
 - (5) 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄